

制定 平成26年 8月 8日
改正 平成27年 1月 5日
改正 令和 2年 4月 1日
千葉国道事務所
計 画 課

千葉国道事務所公式ツイッター運用方針

1. 目的

本方針は、千葉国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

公式ツイッターアカウントの運用は、千葉国道事務所が管理する国道の防災情報等について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、道路利用者の利便性を高めることを基本方針とする。

3. 用語の定義

本方針において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター インターネットを利用して140字以内の短い文章を不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 千葉国道事務所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) 公式ツイート 公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。(常に 自分が受信できるようアカウントを登録すること。)
- (7) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (8) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は千葉国道事務所とし、アカウントの管理・情報発信は計画課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ① 千葉国道事務所が管理する国道6号、国道14号、国道16号、国道51号、国道127号、国道357号、国道409号の防災情報
- ② 震災時における管理施設の被災状況や利用状況
- ③ 千葉国道事務所が行った記者発表の情報や千葉国道事務所が主催または共催して

いるイベント等の情報

④その他、周知する必要性が高い情報

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、千葉国道事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。

② 信頼性が担保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式アカウントでは情報発信のみ行うものとし、他アカウントのリプライやリツイートは原則として行わないものとする。ただし、国土交通省、関東地方整備局、関係事務所等、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行なうことがある。

(6) なりすまし防止

① なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、本方針を参照できるようにする。また、ツイッターのユーザ名を事務所ホームページ上に明示する。

② また、なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として千葉国道事務所ホームページのみとする。

(8) 不適切な情報発信等の監視

事務所でツイッターの発信内容を確認し不適切な情報発信があった場合又は、第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該ツイッターの削除及び訂正を行うものとする。

(9) その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知する。